



第3回

社会保険講座



中谷 知世

仕事をする上で、思いがけず従業員が怪我・病気に見舞われることがあります。そこで今回は労災保険給付の対象である事案をご紹介します。

ちなみに「労災保険の給付申請をすると保険料率が上がってしまうのではないかと心配されているかもしれませんが、確かに労災事故が多ければ保険料率が上がる制度はありますが、20人未満の企業、また建設業等で労災保険料が40万円未満の企業はこの制度の対象外です。

また「会社のイメージダウンになるから」「労基署に目をつけられるから」などの理由で所謂「労災かくし」をして、従業員には健康保険の給付を受けるよう指示をした場合、従業員とのトラブルにつながる可能性があります。労災保険の給付より健康保険の給付の方が手薄である為です。

後々のトラブルに巻き込まれない為、起こった事案を正しく判断し迅速な対応をしましょう。

業務災害とは… 下記2点を満たす必要があります。

- ① **業務遂行性** (事業主の支配下にあること)
- ② **業務起因性** (その災害が業務に起因して発生したもの)

●判断が難しい事例

Q1.勤務中にトイレに行こうとしてドアに指を挟まれケガをした

A1.最低限の生理的現象を満たす行為であれば、業務を離れた私的行為中の災害であっても業務上災害と認められます。

Q2.従業員が就業時間外に上司に無断で残業していてケガをした

A2.たとえ上司が認知していない残業時間に起こった災害でも、その業務が事業の円滑な運営に資するものである場合、業務上災害と認められます。

通勤災害とは…

就業に関し住居と就業の場所との間の往復等を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。

●判断が難しい事例

Q1.昼休みに昼食をとるため帰宅する途中で交通事故に遭い、ケガをした

A1.一日の通勤とは行きと帰りだけではありません。昼食の為の帰宅は午前中の業務を終了して一旦退勤するものとして扱われるため通勤災害と言えます。ただし、家に帰るのではなく会社の近くの食堂に行く途中でケガをしても労災とは認められませんのでご注意ください。

Q2.遅刻しそうになった従業員が赤信号で横断歩道を渡ってケガをした

A2.交通法規の違反等不適切な行為があった場合、自ら故意に招いた災害と見なされ、少なくとも給付制限もしくは通勤災害とみなされない場合があります。ただ、通常は徒歩で出勤しているが、遅刻をしてしまったので車や自転車で通勤をした途中でケガを負った場合、故意に招いた災害ではなく合理的な経路及び方法である通勤である限り通勤災害と認められます。